

平成 29 年 10 月 22 日執行の最高裁判所国民審査の  
投票所における二重投票について

本日、瀬谷区内の投票所において、1 人の選挙人に対し、誤って最高裁判所国民審査の投票用紙を 2 枚交付し、二重に投票させてしまいました。

投票の公平性を損なう二重交付を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

1 経緯等

瀬谷区第 14 投票所（南台ハイツ B 集会所）において、午前 10 時頃の残票枚数確認の際には投票者数と残票枚数が一致していましたが、午前 11 時頃に確認したところ、投票者総数に対して残票数が 1 枚少なかったため、二重交付と分かりました。

当該投票所では午前 10 時頃の混雑時に「国民審査の投票用紙を受けとっていない」と申し出た有権者の男性がいたことから、その際の確認が不十分だったため交付ミスがおきたものと思われま

2 原因

国民審査の投票用紙の交付を受けていないとの申し出があった時点で、残りの投票用紙をすべて計数すべきだったところ、それを怠ったため一選挙人に 2 枚交付してしまいました。

3 再発防止に向けた取り組み

- 区内の全投票所に、電話で「どのような状況になっても慌てずに選挙人 1 人につき 1 票であること」について、再度徹底を図りました。
- 市選挙管理委員会を通じ、改めて各区選挙管理委員会に周知しました。

4 投票の取扱

投票箱に投函済みであり、投票箱は開票まで開けることはできず、どの投票用紙が二重に投票されたものか判別できないため、有効として取り扱われることになります。

5 瀬谷区選挙管理委員会 おざわ 小澤 あきお 明夫 書記長のコメント

このたびは、投票の公平性を損なう事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

瀬谷区選挙管理委員会書記次長（瀬谷区総務課長） 日比野 政芳 Tel 045-367-5610